

平成23年3月31日制定
平成26年7月 3日改正
平成27年6月 2日改正
平成28年6月 1日改正
平成29年6月23日改正
令和2年7月 7日改正
令和3年3月31日改正
令和5年4月 7日改正
令和8年4月 1日改正

事業者排出量削減指針

(目的)

第1条 この指針は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第36条第1項の規定により、条例第37条第1項に規定する事業者排出量削減計画書（以下「計画書」という。）の作成及び条例第40条第1項に規定する事業者排出量削減報告書（以下「報告書」という。）の作成に関する事項並びに条例第38条第1項の規定による計画書に係る評価及び条例第41条第1項の規定による報告書に係る評価に関して、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(温室効果ガスの排出の量の算定の範囲)

第3条 特定事業者が自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する際の組織上の範囲は、本市の区域内において特定事業者が所有する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設（以下「事業所等」という。）とする。

第4条 特定事業者が自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業者が所有している事業所等において他人から供給された電気、熱を使用した時に、その電気、熱を作るに当たって電気供給事業者（電気を供給する事業を営む者をいう。以下同じ。）あるいは熱供給事業者（熱を供給する事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有し、又は経営支配下に置いている施設から発生した温室効果ガスの排出

(2) 特定事業者が所有している事業所等における燃料の燃焼等による排出、生産工程における排出等事業者が所有している事業所等の施設、車両から発生した温室効果ガスの排出

2 算定の対象とする温室効果ガスは、条例第2条第1項第3号に掲げる各物質とする。（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「地球温暖化対策推進法施行令」という。）第7条第1項各号で規定する事業活動の区分から排出されるものに限る。）

(規模要件の算定方法)

第5条 規則第2条第1項に規定する別に定める方法は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第4条第1項各号に掲げる方法とする。ただし、

都市ガスにあっては、標準状態に換算した1000立方メートルを45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算するものとする。

- 2 規則第2条第4項に規定する別に定める方法は、地球温暖化対策推進法施行令第4条に掲げる地球温暖化係数を各種の温室効果ガスの数量に乗じるものとする。

(特定事業者からの温室効果ガスの排出の量の算定方法)

第6条 特定事業者からの温室効果ガスの排出の量の算定方法（都市ガス及び他人から供給された電気並びに他人から供給された熱を除く。）は、地球温暖化対策推進法施行令第7条第1項各号に定める方法とする。

- 2 都市ガスにあっては、計画書及び報告書の提出年度の前年度に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する「ガス事業者別排出係数」に示すガス事業者ごとの調整後排出係数を、該当するガス事業者がない場合は代替値（省令の排出係数）を乗じるものとする。

なお、次条第3号に規定する温室効果ガスの排出の量の算定にあっては、別表第1に定める方法で算定するものとする。

- 3 他人から供給された電気にあつては、計画書及び報告書の提出年度の前年度に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」（以下「環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」という。）に示す電気事業者ごとの基礎排出係数を乗じるものとする。

なお、次条第3号に規定する温室効果ガスの排出の量の算定にあっては、別表第1に定める方法で算定するものとする。

- 4 他人から供給された熱にあつては、計画書及び報告書の提出年度の前年度に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する「熱供給事業者別排出係数」（以下「環境大臣及び経済産業大臣が公表する「熱供給事業者別排出係数」という。）に示す熱供給事業者ごとの基礎排出係数を、該当する熱供給事業者がない場合、産業用蒸気は0.0654 t-CO₂/GJ、産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水は代替値（省令の排出係数）を乗じるものとする。

なお、次条第3号に規定する温室効果ガスの排出の量の算定にあっては、別表第1に定める方法で算定するものとする。

- 5 特定事業者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の実測等に基づき、当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該実測等に基づく係数を用いて、温室効果ガスの排出の量を算定することができる。

(計画書の記載事項)

第7条 計画書の記載事項等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業者の概要

ア 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

イ 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、代表電話番号）

ウ 主たる業種

エ 細分類番号（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類の番号）

オ 事業者の区分

(2) 削減計画の基本的事項

ア 計画期間

計画期間を記載するものとする。ただし、計画期間の第2年度又は第3年度において特定事業者に該当することとなった事業者にあつては、計画期間のうち、特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除いた期間とする。

イ 基本方針

計画期間を通して、温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置を総合した方針を示すものとする。

ウ 計画を推進するための体制

温室効果ガスの排出の量を削減するための取組を推進する責任者、担当者及び点検体制を示すものとする。また、本市の区域内における環境マネジメントシステムの名称、適用範囲、取得年月日等についても記載できるものとする。

(3) 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標

ア 事業活動に伴う排出の量

(イ) 基準年度

計画期間の前年度における温室効果ガスの排出の量を記載するものとする。

(ロ) 第1年度、第2年度及び第3年度

計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の量の目標を記載するものとする。

(ハ) 増減率

計画期間中における温室効果ガスの排出の量の目標の平均量から基準年度における温室効果ガスの排出の量を差し引き、基準年度における温室効果ガスの排出の量で除した数字に、100を乗じた数値を記載するものとする。

イ 評価の対象となる排出の量

(イ) 基準年度

原則として計画期間の直前三年度における温室効果ガスの排出の量の平均量を記載するものとする。ただし、直前三年度の間に事業所の増減等により、排出量に大幅な変動が生じた場合においては、計画期間の前年度等における温室効果ガスの排出の量を記載することができるものとする。

なお、自らが実施した地球温暖化対策により削減された温室効果ガスの量を他の者が削減したものとみなすための取引を実施した場合にあつては、当該取引により他の者に移転した温室効果ガスの削減量を加算して記載しなければならない。

(ロ) 第1年度、第2年度及び第3年度

計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の量の目標から、第8号に規定する森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する各年度における目標の量及び第10号カに規定する超過削減量を差し引いた量を記載するものとする。

(ウ) 増減率

計画期間中における温室効果ガスの排出の量の目標の平均量から基準年度における温室効果ガスの排出の量を差し引き、基準年度における温室効果ガスの排出の量で除した数字に、100を乗じた数値を記載するものとする。

ウ 目標の根拠

目標の設定に当たっては、第14条に規定する目標削減率を考慮して、工場、事業所の排出に係る活動区分ごとの燃料等の使用状況、設備の運用改善によるエネルギー使用の合理化、設備の更新及び増減、再生可能エネルギーの利用、将来的な事業活動の見込み（事業所数の増減等も含む）、社会情勢等を総合的に勘案して目標の量を設定し、その考え方を記載するものとする。

(4) 原単位当たりの温室効果ガス排出量等

事業上の区分（事業所、工場、店舗、部門、製造ライン、営業車両など）等ごとに原単位当たりの温室効果ガスの排出の量（以下「排出原単位」という。）の目標を設定し、記載するものとする。

ア 原単位の指標

事業の用に供する建築物の用途ごとに、当該区分における温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組等が適正に反映され则认为される数量（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）を特定事業者が自らの判断で設定するものとする。

なお、原則として計画期間中は設定した原単位の指標は変更しないものとする。

(イ) 基準年度

計画期間の前年度における排出原単位を記載するものとする。

(ロ) 第1年度、第2年度及び第3年度

計画期間中の各年度における排出原単位の目標を記載するものとする。

(ハ) 増減率

計画期間中における排出原単位の目標の平均から基準年度の排出原単位を差し引き、基準年度の排出原単位で除した数字に、100を乗じた数値を記載するものとする。

イ 原単位の指標及び目標の根拠

温室効果ガスの排出の量を削減するための取組及び措置が適正に反映され则认为する数量（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）の設定理由及び目標とする計画数値の設定の考え方を記載するものとする。

(5) 重点的に実施する取組の実施計画

先進的な取組を通じて温室効果ガスの排出の量の一層の削減を図るために重点的に実施することが望ましい対策として別表第2に掲げる対策（以下「重点対策」という。）の実施率（実施又は実施を計画している対策の数を、対策の数で除した数字に、100を乗じた数値をいう。以下「重点対策実施率」という。）を記載するものとする。

(6) 具体的な取組及び措置

計画期間中の各年度において温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする主な取組及び措置の内容について記載するものとする。

(7) 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置

ア 措置の内容

特定事業者が所有する本市域内の事業所において、従業員の通勤における自動車等の使用を抑えさせるために実施している措置又は実施しようとする措置の具体的な内容を記載するものとする。

なお、措置の内容に関して目標数値を設定している場合は、可能な限り数値を記載するものとする。

イ 上記の措置を採用する理由

従業員の通勤における自己の自動車等の使用を抑えさせるために実施しようとする措置の内容について、当該措置を採用する理由を記載するものとする。また、いかなる措置も取り得ない場合には、その理由を記載するものとする。

(8) 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量

ア 森林の保全及び整備によるもの

京都府森林吸収量認証制度に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動について、同制度に定める方法により算定される二酸化炭素の森林吸収量を記載するものとする。

イ 地域産木材の利用によるもの

京都府産木材認証制度に定める方法により算定される他の木材を利用した場合に比べて発生が抑制される二酸化炭素(木材の輸送に係るものに限る。)の量を記載するものとする。

ウ 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの

本市の区域内において再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱のうち、他の者に供給する予定量を、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した数値を記載するものとする。ただし、再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱の全量を他の者に供給するものについては、基準年度における温室効果ガスの排出の量に目標削減率を乗じた量を上限とする。

(ア) 他の者に供給した電力

電力量1キロワット時に、提出年度の前年度に環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」のうち、「全国平均係数」を乗じる。

(イ) 産業用に供給した蒸気

1ギガジュールを1.17ギガジュールに換算した後、0.060を乗じる。

(ウ) 産業用以外に供給した蒸気、温水、冷水

1ギガジュールを1.19ギガジュールに換算した後、0.053を乗じる。

エ グリーン電力証書等の購入によるもの

一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力証書、グリーン熱証書又は一般社団法人日本卸電力取引所において取引された非化石証書のうち、京都市内における償却予定量を次に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した値を記載するものとする。

(ア) グリーン電力証書、非化石証書

購入予定量1キロワット時に、提出年度の前年度に環境大臣及び経済産業大臣が公表

する「電気事業者別排出係数」のうち、「全国平均係数」を乗じる。

(イ) グリーン熱証書

購入予定量1ギガジュールに0.053を乗じる。

オ 温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量の購入によるもの

他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J-V E R）制度、J-クレジット制度、DO YOU KYOTO?クレジット制度及び京都版CO₂排出量取引制度により認証された量の京都市内における償却予定量を記載するものとする。-

(9) 地球温暖化対策に資する社会貢献活動

次に掲げる地球温暖化対策に資する社会貢献活動を実施している場合には、その活動の内容を記載することができる。

ア 脱炭素社会の実現に貢献する事業の実施

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減を実現する機器の製造又はサービスの提供を事業として実施している場合、その内容を記載するものとする。

なお、他者の温室効果ガスの排出の量の削減量について、推計することが可能な場合は、その数値を記載し、計算の過程を示す書類を添付するものとする。

イ 地域における環境学習の実践、他の者が実施する環境学習への協力

学校や地域団体等に対して環境学習を実施している、又は他の者が実施する環境学習に対して協力を行っている場合は、その内容を記載するものとする。

ウ 市街地の緑地の保全に関する取組

特定事業者が所有する事業所の敷地外において、緑地の保全に関する取組を実施している場合は、その内容を記載するものとする。

エ 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策

特定事業者が自主的に取り組む廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づく対策を除く。）を実施している場合は、その内容を記載するものとする。

オ その他地球温暖化対策に資する社会貢献活動

アからエに掲げるもの以外の地球温暖化対策に資する社会貢献活動について、記載することができる。

(10) 特記事項

次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 代表者の変更

代表者の変更が生じた場合、変更が生じた日付及び変更前、変更後の代表者氏名を記載する。

イ 事業所の増減

事業所の新設、廃止及び合併等、事業所数に変更が生じた場合、変更が生じた日付及び変更内容を記載する。

ウ 特異な判断

温室効果ガスの排出の量の算定に当たって独自の係数を使用する場合、その他、計画書記載事項の把握及び集約についてやむを得ず特異な判断を行った場合は、その理由及び内容を記載する。

エ 社会的責任に関する取組

第9号に掲げる「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」に該当しない事業者の社会的責任に関する取組のうち、環境保全又は環境改善に関する取組について記載することができる。

オ 再生可能エネルギーの導入計画及び導入実績

設備の設置規模及び創出するエネルギー量を記載するものとする。

カ 超過削減量の差引を行う年度及びその量

直前の計画期間における実績の削減量から目標削減量（目標削減率の分だけ削減を達成したものとして算出される削減量）を減じたものを記載するものとする。

キ その他

アからカに掲げるもの以外で、特記すべき事項があれば記載することができる。

(11) 添付図書

ア 計画書は、次の資料を添付して提出するものとする。

(ア) 別に定める温室効果ガス排出量内訳書及び温室効果ガス排出量内訳書別紙（以下「内訳書」という。）

(イ) 重点対策実施率算出シート及び重点対策実施の根拠資料

イ 計画書の記載事項に関して説明が必要な場合、その内容を説明する資料を必要に応じて添付するものとする。

（報告書の記載事項等）

第8条 報告書の記載事項は、計画書に記載した計画内容に沿って、当該報告年度における実績を記載するものとする。

2 記載の方法は、第7条各号に定めるほか以下の各号による。

(1) 実績に対する自己評価

当該報告年度における温室効果ガスの排出の量等の増減の要因、計画書における温室効果ガスの排出の量等の目標の達成に向けた考え方等を記載するものとする。

(2) 各年度の具体的な取組及び措置の内容

当該報告年度において実施した重点対策等の具体的な内容を記載するものとする。

3 基準年度における温室効果ガスの排出の量及び原単位当たりの温室効果ガス排出量は、あらかじめ提出済みの計画書における数値を転記するものとする。

（内訳書の記載事項）

第9条 内訳書の記載事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業者名

本市域内に所有する事業所が1事業所の場合は、当該事業所の名称を記載するものとする。

なお、複数の事業所を有する場合は、事業所の合計又は小計の内訳書には事業者名に「合計」又は「小計」と追記し、それぞれの事業所の内訳書には事業所の名称を記載するものと

する。

(2) 提出書類の区分

内訳書が、計画書又は報告書のいずれの内訳を示すものであるかを記載するものとする。

(3) 記載年度

内訳書に記載する項目の該当年度を記載するものとする。

(4) 記載年度の区分

内訳書の記載年度の区分について、「基準年度（実績）」、「目標年度（計画）」又は「報告年度（実績）」のいずれかを記載するものとする。ただし、基準年度を記載する場合にあっては、算定に用いた全ての年度について、内訳書を作成し提出するものとする。

(5) A 事業所等排出区分

ア エネルギー種別

使用しているエネルギーの種別ごとに記載するものとする。

なお、例示のエネルギーの種別以外のエネルギーを使用している場合には、「上記以外のエネルギー」の欄に当該エネルギーの種別を記載するものとする。

イ 実数値

事業所等で使用した全ての燃料等エネルギーの量を記載するものとする。

ウ 原油換算数量、二酸化炭素換算数量

第5条及び第6条に定める方法により、エネルギーの種類ごとの原油換算数量、二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。

なお、地球温暖化対策推進法施行令第7条第1項各号に記載のないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、エネルギーの種別の名称を明示したうえで、根拠資料を温室効果ガス排出量内訳書に添付するものとする。

エ 合計

原油換算数量、二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

オ 蒸気、温水、冷水の供給元

蒸気、温水、冷水の供給を受けてエネルギー源とした場合は、供給元の名称を記載するものとする。

カ 自家発電

自家発電を行っている場合は、当該発電量を記載するものとする。

(6) B 輸送車両排出区分

ア エネルギー種別

使用しているエネルギーの種別ごとに記載するものとする。

イ 実数値

道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を行う者であって、事業用車両の燃料として使用したエネルギーの量を記載するものとする。

なお、鉄道事業者にあつては、本市域内において使用したエネルギーの量を特定できない場合に限り、全営業距離数を本市域内の営業距離数で按分した値を記載するものとする。

ウ 原油換算数量及び二酸化炭素換算数量

第5条及び第6条に定める方法により、エネルギーの種別の原油換算数量、二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。

なお、地球温暖化対策推進法施行令第7条第1項各号に記載のないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、エネルギーの種別の名称を明示したうえで根拠資料を温室効果ガス排出量内訳書に添付するものとする。

エ 合計

原油換算数量、二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

オ 年度末使用車両数

自動車にあっては本市域内の事業所を登録地又は活動の根拠地としている車両台数を記載するものとする。鉄道車両にあっては全ての車両数を記載するものとする。

なお、いずれも当該年度の3月31日時点の台数を記載するものとする。

カ 鉄道事業者の京都市内分指標

鉄道事業活動に伴う温室効果ガス排出量を按分する指標として、全営業距離数及び本市域内の営業距離数を記載するものとする。

キ 自家発電

自家発電を行っている場合は、当該発電量を記載するものとする。

(7) C その他排出区分

ア 実数値

温室効果ガスの種別ごとに、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参考として、排出した温室効果ガスの数量を記載するものとする。

なお、当該温室効果ガスを閉鎖系内で循環使用する場合にあっては、当該年度において追加購入した量とする。

イ 二酸化炭素換算数量

数値の換算に当たっては、第5条及び第6条に定める方法によるものとする。

ウ 合計

二酸化炭素換算の数量を集計するものとする。

エ 該当する排出源の名称

温室効果ガスを排出する施設、工程の名称等を記載するものとする。

2 内訳書の別紙は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業所等の名称及び事業所等の種別

本市域内における事業者の事業活動に伴うエネルギーの年度の使用量が、前年度において原油に換算して500キロリットル以上の事業所については、事業所等の名称及び種別を記載するものとする。

(2) 「合計」「A事業所等排出区分」「B輸送車両排出区分」「Cその他排出区分」

第5条及び第6条に定める方法により、各事業所における各区分のエネルギーの使用量の原油換算数量、二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。本市域内における事業者の事業活動に伴うエネルギーの年度の使用量が、前年度において原油に換算して500キロリットル未満の事業所については、その合計を「その他事業所の合計」に記載する

ものとする。

3 「市内事業所数の合計」に、本市の区域内における事業所の総数を記載するものとする。

(事業者排出量削減計画書等提出書の作成)

第10条 計画書等の提出は、別に定める事業者排出量削減計画書等提出書（以下「提出書」という。）を添えて行うものとする。

(計画書の変更等)

第11条 提出した計画書の内容のうち、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、事業者排出量削減計画変更届（以下「変更届」という。）に、提出書及び当該変更を反映させた計画書等を市長に提出しなければならない。ただし、第5号から第7号に掲げる事項にあつては、一年間の温室効果ガス排出量が、「評価の対象となる排出量」の基準年度の量に第14条に規定する目標削減率の絶対値を乗じて得た量を超えて増加、又は減少する場合に限る。

- (1) 事業を廃止したとき。
- (2) 名称及び事業所等に変更があつたとき。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減に関する基本方針に変更があつたとき。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減に関する目標に変更があつたとき。
- (5) 事業所等の新設又は廃止があつたとき。
- (6) 事業所等の用途の変更があつたとき。
- (7) 事業の経営の統合又は分社を行ったとき。
- (8) その他計画書に記載した事項について、大幅な変更があつたとき。

2 前項第5号から第7号により計画書の変更を行う特定事業者は、当該事由による温室効果ガスの排出の量の増加又は減少の量を、単年度の量に按分し、「評価の対象となる排出量」の基準年度の量に加算又は減算しなければならない。

なお、年度ごとに前項第5号から第7号の変更が生じることが明らかである場合においては、計画期間の最終年度における温室効果ガスの排出量の報告を行う際に、過去3年間の変更に伴う温室効果ガスの排出の量の増加又は減少の量をまとめたうえで、単年度の量に按分して基準年度の量に加算又は減算できるものとする。

3 前項に掲げるもののほか、変更後の計画書の作成については、第4条から前条までの規定を準用する。

(提出書類の控えの保存)

第12条 特定事業者は、提出した計画書及び報告書の控え（内訳書及びその他の添付図書を含む。）を当該計画期間に係る報告が完了するまで保存しなければならない。

(目標の達成状況等と次期計画)

第13条 特定事業者は、計画期間の各年度における温室効果ガスの排出の量及び具体的な措置の実施状況に基づき、目標の達成状況を確認し、より高い目標の設定又は新たな目標の設定、目標を達成するための措置の内容の見直しを行い、次期計画を策定し、提出することとする。

(目標削減率)

第14条 計画期間における温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標として本市が求める削減率（第7条第3号イ(㍑)に規定する増減率と同じ計算をするもの、以下「目標削減率」という。）

は、次の各号に掲げる事業者の主たる業種に基づく区分に応じ、当該各号に掲げる数値とする。

(1) 運輸部門（条例第2条第1項第7号イ又はウのいずれかに該当する特定事業者）

マイナス2パーセント

(2) 産業部門（日本標準産業分類の大分類がAからEに該当する特定事業者）

マイナス4パーセント

(3) 業務部門（前2号のいずれにも該当しない特定事業者）

マイナス6パーセント

（評価の対象）

第15条 計画に対する評価は、計画書の提出期限後に、当該計画書その他の添付図書により行うものとする。ただし、変更届を提出した事業者に対しては、変更後の計画書により行うものとする。

2 実績に対する評価は、計画期間最終年度の報告書により行うものとする。

（評価の基準）

第16条 評価は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減及び脱炭素社会の実現に貢献する取組に対して、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 計画作成の基本的事項に関する評価

次に掲げる項目のうち該当しないものがある事業者は、D評価とし、次号以降の評価を行わないものとする。

ア 計画を実施するための推進体制が整備されていること

イ エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理していること

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標を検討し、設定していること

エ 排出原単位の改善目標を検討し、設定していること

オ 温室効果ガスの排出の量の削減に係る対策について検討を行っていること

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減の目標

温室効果ガスの排出の量の削減の目標について、次の方法により評価を行う。

ア 第7条第3号イに規定する「評価の対象となる排出の量」の増減率が、目標削減率より小さい数値である特定事業者は、A評価とする。

イ 前号に該当する特定事業者のうち、次に掲げる全ての項目に該当するものは、S評価とする。

(ア) 計画期間中に目標削減率の1.5倍以上の削減を実施していること

(イ) 原単位当たりの温室効果ガスの排出量を、年率2パーセント以上削減していること

(ウ) 重点対策実施率が30パーセント以上であること

ウ 「評価の対象となる排出の量」の増減率が、目標削減率より大きい数値である特定事業者は、C評価とする。

エ 前号に該当する特定事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、B評価とする。

(ア) 計画期間中に目標削減率の0.5倍以上の削減を実施していること

(イ) 原単位当たりの温室効果ガスの排出量を年率2パーセント以上削減していること

(ウ) 重点対策実施率が30パーセント以上であること

(評価結果の通知及び公表)

第17条 市長は、評価を行ったときは、速やかに特定事業者に対しその結果を通知し、公表するものとする。

(事業者に対する指導及び助言)

第18条 市長は、第16条の評価の基準に基づき、評価が優良な事業者又は評価の低い事業者を主たる対象に指導及び助言、又は状況調査等を行うものとする。

(表彰)

第19条 条例第42条の規定により表彰する特定事業者は、報告書に対する評価の結果に基づき、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて決定する。

(特定事業者以外の事業者による計画書及び報告書の提出)

第20条 第4条から前条までの規定は、特定事業者以外の事業者が計画書及び報告書を作成し、提出する場合について準用する。

附 則 (平成23年3月31日)

1 この指針は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の指針の施行日前に計画書を提出した特定事業者にあつては、平成22年度の報告書の提出について、なお従前の例によるものとする。

2 平成23年度から平成25年度の計画期間において特定事業者が使用する電気の発電に伴う二酸化炭素排出量の算定に必要な二酸化炭素排出係数は、一般電気事業者及び特定規模電気事業者ごとに次の各号に掲げる係数とする。

- (1) 北海道電力株式会社 0.000433 t-CO₂/kWh
- (2) 東北電力株式会社 0.000468 t-CO₂/kWh
- (3) 東京電力株式会社 0.000384 t-CO₂/kWh
- (4) 中部電力株式会社 0.000474 t-CO₂/kWh
- (5) 北陸電力株式会社 0.000374 t-CO₂/kWh
- (6) 関西電力株式会社 0.000294 t-CO₂/kWh
- (7) 四国電力株式会社 0.000407 t-CO₂/kWh
- (8) 九州電力株式会社 0.000369 t-CO₂/kWh
- (9) イーレックス株式会社 0.000586 t-CO₂/kWh
- (10) エネサーブ株式会社 0.000498 t-CO₂/kWh
- (11) 王子製紙株式会社 0.000472 t-CO₂/kWh
- (12) オリックス株式会社 0.000704 t-CO₂/kWh
- (13) 株式会社エネット 0.000429 t-CO₂/kWh
- (14) 株式会社F-Power 0.000483 t-CO₂/kWh
- (15) サミットエナジー株式会社 0.000675 t-CO₂/kWh
- (16) JX日鉱日石エネルギー株式会社 0.000433 t-CO₂/kWh
- (17) 昭和シェル石油株式会社 0.000901 t-CO₂/kWh
- (18) 新日鉄エンジニアリング株式会社 0.000685 t-CO₂/kWh

- (19) ダイヤモンドパワー株式会社 0.000467 t-CO₂/kWh
- (20) 日本テクノ株式会社 0.000670 t-CO₂/kWh
- (21) パナソニック株式会社 0.000749 t-CO₂/kWh
- (22) 丸紅株式会社 0.000540 t-CO₂/kWh
- (23) その他の電気事業者 0.000561 t-CO₂/kWh

附 則（平成26年7月3日）

この指針は、平成26年7月3日から施行する。ただし、改正後の指針の施行日前に平成23年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者にあつては、平成23年度以降の3年間の各年度の事業者排出量削減報告書及び添付書類の提出について、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成27年6月2日）

この指針は、平成27年6月2日から施行する。ただし、改正後の指針の施行日前に平成26年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者にあつては、平成26年度以降の3年間の各年度の事業者排出量削減報告書及び添付書類の提出について、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の指針の施行日以降に条例第27条第3項の規定に基づく変更後の計画書を提出する特定事業者にあつては、改正後の指針を適用するものとする。

附 則（平成28年6月1日）

この指針は、平成28年6月1日から施行する。ただし、平成26年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の作成に関して、平成28年3月31日以前の旧電気事業法に規定される特定規模電気事業者から供給された電気の計算については、本指針第9条第5号ア及び同条第6号アの規定について、なお従前の例による。この場合、電気の計算において、熱量の換算係数は従前のとおり全日平均値を採用し、京都市地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画書等の様式を定める要綱第4号様式中の昼間買電区分に当該電気供給事業者名を記載するものとする。また、平成27年6月2日の改正附則において、従前の例によるものとされた三ふっ化窒素追加の規定について、平成26年度以降の3年間の各年度の事業者排出量削減報告書及び添付書類の提出については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成29年6月23日）

この指針は、平成29年6月23日から施行する。ただし、平成26年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減報告書の作成については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月7日）

この指針は、令和2年7月7日から施行する。ただし、平成29年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減報告書の作成については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日）

この指針は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月７日）

この指針は、令和５年４月７日から施行する。

附 則（令和８年４月１日）

この指針は、令和８年４月１日から施行する。

別表第1（第6条、第7条関係）

都市ガス・他人から供給された電気・他人から供給された熱に係る温室効果ガスの排出の量の算定方法

対象となる条項	都市ガス・他人から供給された電気・他人から供給された熱に係る 温室効果ガスの排出の量の算定方法
第7条第3号ア(ア) 「基準年度」	【計画期間の前年度における温室効果ガス排出量】 計画期間の前年度の都市ガス・電気・熱使用量 $\times$ 計画期間の前年度の都市ガス・電気・熱供給事業者ごとの基礎排出係数^{※1} ※1 原則、メニュー別係数を公表している都市ガス・電気・熱供給事業者については、「メニュー別係数」を使用する。
第7条第3号ア(イ) 「第1年度、第2年度及び第3年度」	【計画期間の各年度における温室効果ガス排出量】 各年度の都市ガス・電気・熱使用量 $\times$ 各年度の都市ガス・電気・熱供給事業者ごとの基礎排出係数^{※1} ※1 原則、メニュー別係数を公表している都市ガス・電気・熱供給事業者については、「メニュー別係数」を使用する。
第7条第3号イ(ア) 「基準年度」	【計画期間の直前3カ年における温室効果ガス排出量の平均の値】 計画期間の直前3カ年における （各年度の都市ガス・電気・熱使用量$\times$各年度の都市ガス・電気・熱供給事業者ごとの基礎排出係数^{※2}）の合計 $\div 3$^{※3} ※2 原則、メニュー別係数を公表している都市ガス・電気・熱供給事業者については、「メニュー別係数（残差）」を使用する。 ※3 前計画期間の途中から特定事業者に該当することとなった事業者にあつては、特定事業者に該当することとなった年数（2又は1）で割るものとする。

別表第2（第7条関係） 重点対策実施項目

番号	項目	判断基準
1	サプライチェーン排出量算定の実施	サプライチェーン CO2 排出量の算定及び削減計画の策定を行っていること
2	サプライヤーへの働きかけの実施	サプライチェーン排出量削減に向けて、サプライヤーへの支援を行っていること
3	気候変動イニシアティブへの参画	RE100、SBT、TCFD 等のいずれか 1 つ以上に取り組んでいること
4	サステナブルファイナンスの実施	サステナビリティ・リンク・ローン（ボンド）又はグリーンローン（ボンド）の融資（社債）等を実施していること
5	廃棄物の減量化・リサイクルの推進	サプライヤーと連携した廃棄物の発生抑制や廃棄物回収時等の脱炭素化に取り組んでいること
6	使用電力量に占める再エネ電気比率の拡大	京都市内で使用する電力量に占める再エネ割合が 60%以上であること
7	自家消費型再生可能エネルギー・蓄電池・EMS の導入	市内の同一事業所において、自家消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に加え、再生可能エネルギーの効率的利用設備（蓄電池又はエネルギーマネジメントシステム）を導入していること
8	再エネ需給バランス調整への寄与	市内の事業所が VPP 事業（実証含む）に参加していること（アグリゲーターとしての参加も可） 又は、電力会社等の要請によりデマンドレスポンスに対応していること
9	自動車等に由来する温室効果ガス排出削減に係る取組の実施	市内の事業所で所有する自動車のうち電気自動車等（EV、FCV、PHV）の割合が 15 パーセント以上であること、EV100 に参加していること又は市内の事業所で所有する重機等（フォークリフト等を含む）のうち電気・水素を燃料とするものの割合が 15 パーセント以上であること
10	効率性の高い建築物の導入	市内において、ZEB（「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）を導入していること